

作成例

《居宅訪問型児童発達支援事業所》 運営規程

本作成例を参考にしつつ、各事業所の運営体制等を基に運営規程を作成してください。

運 営 規 程	留 意 事 項 (該当する国基準等)
<p>(事業の目的) ★</p> <p>第1条 この規程は、《法人名》(以下、「事業者」という。)が開設する《指定居宅訪問型児童発達支援事業所名》(以下、「事業所」という。)において実施する指定居宅訪問型児童発達支援(以下、「事業」という。)の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障がい児(以下、「利用者」という。)及びその利用者に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な居宅訪問型児童発達支援を提供することを目的とする。</p> <p>(運営の方針) ★</p> <p>第2条 事業者は、居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、居宅を訪問し、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。</p> <p>2 事業所の従業者は、居宅訪問型児童発達支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>3 地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。</p> <p>4 事業者は、その提供する居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p> <p>5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及びいわき市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年12月26日いわき市条例第41号)その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。</p> <p>(事業所の名称等) ★</p> <p>第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名 称 《指定居宅訪問型児童発達支援事業所名》</p> <p>(2) 所在地 《指定居宅訪問型児童発達支援事業所所在地》</p>	<p>「基準第71条の13第1項」</p> <p>「基準第71条の13第1項」</p> <p>保護者の評価を受けることやインターネット等への公表は運営基準上必須ではありませんが、サービスの質の向上に努めてください。</p>

(従業者の職種、員数及び職務内容) ★

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤専従)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤専従)

児童発達支援管理責任者は、利用者の居宅訪問型児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 訪問支援員 〇名以上

訪問支援員は、利用者に対して、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、適切な支援を行う。

(営業日及び営業時間) ★

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、8月13日から15日までと、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。

(2) 営業時間 9時から17時まで

(3) サービス提供時間 10時から16時まで

(居宅訪問型児童発達支援の内容及び居宅訪問型児童発達支援計画の作成) ★

第8条 事業所で行う居宅訪問型児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅訪問型児童発達支援計画の作成

(2) 日常生活における基本的動作の訓練

(3) 集団生活適応訓練

(4) レクリエーション行事

(5) 相談及び援助

2 事業所が提供する居宅訪問型児童発達支援計画(以下、「通所支援計画」という。)を作成する。

(1) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及利用者の希望する生活及びに課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行い、利用者の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行う。なお、事業所においては、標準化されたアセスメントツールとして、〇〇〇〇を用いる。

(2) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及

「基準第71条の13第2項」

従業者の「員数」は日々変わりうるものであることから、業務負担軽減等の観点から、基準第5条の最低人員を満たす範囲において、「〇人以上」と記載しても差し支えない。

訪問支援を行う上で必要な数を記載すること。

「基準第71条の13第3項」

「基準第71条の13第4項」

指導・訓練の内容だけでなく、行事及び日課等のサービスの内容を記載すること。

「基準第27条」

び利用者に面接を行う。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を保護者及び利用者に対して十分に説明し、理解を得る。

- (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び利用者の生活に対する意向、利用者に対する総合的な支援目標及びその達成時期、全般の質を向上させるための課題、事業の内容、事業を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した通所支援計画の原案を作成する。この場合において、利用者の家族に対する援助及び事業所が提供する事業以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて通所支援計画の原案に位置づけるよう努める。
- (4) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、利用者に対する事業の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、通所支援計画の原案について意見を求める。
- (5) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、保護者及び利用者に対し、当該通所支援計画について説明し、文書により同意を得る。
- (6) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成をした際には、当該通所支援計画を保護者に交付する。
- (7) 児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成後、通所支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該通所支援計画の変更を行う。
- (8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (ア) 定期的に保護者と利用者面接する。
 - (イ) 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- (9) 第2項(1)から(6)までは通所支援計画の変更についても同様とする。

(保護者から受領する費用の種類及びその額) ★

第9条 事業者は、事業を提供した際は、保護者から当該居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない事業を提供した際は、保護者から当該居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において事業を提供する場合は、それに要した交通費

「第71条の13第4項」

(1 kmあたり〇〇円)の額の支払を保護者から受けるものとする。

4 事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域) ★

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、〇〇地区及び〇〇地区とする。

(サービスの提供にあたっての留意事項) ★

第11条 利用者及び保護者は、居宅訪問型児童発達支援の利用にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 《自由記載》

(2) 《自由記載》

⋮

(n) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法) ★

第12条 事業者は、現に事業の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第13条 事業者は、事業所において提供した居宅訪問型児童発達支援に関す

「基準第71条の12第4項」

「基準第71条の12第5項」

運営規程等において同意を得ていない費用については、保護者に請求することができないことに留意すること。

「基準第71条の13第5項」

実施地域に含まれている場合は、その支給決定保護者の居住地を理由にサービスの提供を拒否してはならない

「基準第71条の13第6項」

設備の利用上の注意事項など障がい児及び通所給付決定保護者が留意すべき事項を記載すること。

「基準第34条、基準第71条の13第7項及び基準第42条」

必要な措置として、左記の他には保護者への連絡や病院への付き添い等が想定され、事業所において具体的に取りうる行動を踏まえ対応すること。

「基準第50条」

る利用者等からの苦情を解決するために、相談窓口を設け苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置をあらかじめ定め、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければならない。また、苦情に関し市や運営適正化委員会が行う調査に協力し、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うものとする

(事故発生時の対応)

第 14 条 事業者は、利用者に対する居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び保護者等に連絡を行うとともに、市に事故状況報告書を提出するなどあらかじめ定めた事故発生時対応マニュアルに基づき必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その事故の原因を解明し、再発生を防ぐための策を講じるものとする。また、再発を防ぐための策を講じた後に、市に改善結果報告書を提出するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項) ★

第 16 条 事業者は、利用者に対する虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合には早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止のための指針を作成した上で、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の設置

《担当者職・氏名》

(2) 苦情解決体制の整備

《虐待防止に係る苦情体制の詳細》

(3) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

《研修の実施体制や内容等》

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等

《虐待防止委員会の開催方法や頻度、検討内容等》

(その他運営に関する事項) ★

第 18 条 事業者は、事業所において適切な居宅訪問型児童発達支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時 3 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の情報を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、従業者の身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者

提供したサービスとは関係のない苦情については記録する必要は無い。

「基準第 52 条」

事業所内に自動体外式除細動器 (AED) を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。

損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。

「基準第 71 条の 13 第 8 項

及び基準第 45 条」

新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること。

事業所の提供する療育や虐待防止研修に係る具体的な研修計画を立てること。

「基準第 47 条第 1 項」

「基準第 47 条第 2 項」

「基準第 71 条の 11」

又は保護者その他当該利用者の家族から求められたときはこれを提示するものとする。

5 事業者は、利用者に対する居宅訪問型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅訪問型児童発達支援が完結した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

身分証等には、事業所名、氏名に加えて、写真の貼り付けや職能を記載することが望ましい。

「基準第54条」

※★印は必須で条項を設けること。

※ 留意事項欄の“基準”とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）」をいう。